

令和5年第1回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
4月25日(火)	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○行政報告	6
○町長提出議案の報告及び一括上程	6
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	7
・議案第21号 令和5年度皆野町一般会計補正予算(第1号)	
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	10
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例の一部を改正する条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	12
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	13
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度皆野町一般会計補正予算(第9号))	
○議決事件の字句及び数字等の整理	14
○閉会について	14
○閉会	15

○ 招 集 告 示

皆野町告示第57号

令和5年第1回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月18日

皆野町長 柴 崎 勉

- 1 期 日 令和5年4月25日
- 2 場 所 皆野町議会議場
- 3 付議事件 (1) 令和5年度皆野町一般会計補正予算(第1号)
(2) 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例の一部を改正する条例)
(3) 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(4) 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度皆野町一般会計補正予算(第9号))

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	黒	澤	広	治	議員	2 番	横	田	揚	雄	議員
3 番	大	塚	鉄	也	議員	4 番	林		太	平	議員
5 番	宮	前		司	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	大	澤	金	作	議員
9 番	新	井	達	男	議員	10 番	四	方	田		議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和5年第1回皆野町議会臨時会

令和5年4月25日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、行政報告

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第21号 令和5年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）の説明、
質疑、討論、採決

1、承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度皆野町一般会計補正予算（第9号））
の説明、質疑、討論、採決

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時30分開会

出席議員（12名）

1番	黒	澤	広	治	議員	2番	横	田	揚	雄	議員
3番	大	塚	鉄	也	議員	4番	林		太	平	議員
5番	宮	前		司	議員	6番	常	山	知	子	議員
7番	若	林	光	雄	議員	8番	大	澤	金	作	議員
9番	新	井	達	男	議員	10番	四	方	田		議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	柴	崎	勉	副町長	黒	澤	栄	則	
会計兼 管理 課長	白	石	純	一	教育長	新	井	孝	彦
総務課長	新	井	敏	文	企画財政 課長	嶋	田	政	則
町民生活 課長	梅	津	順	子	福祉課長	青	木	陽	子
健康 こども 課長	太	幡	和	也	税務課長	橋	本	賢	伸
産業観光 課長	吉	岡	明	彦	建設課長	若	林	直	樹
教育次長	三	橋	博	臣					

事務局職員出席者

事務局長	山	田	巖	書記	黒	沢	倫	之
------	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより令和5年第1回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤金作議員） 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（大澤金作議員） 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和5年第1回皆野町議会臨時会を招集しましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますこと、心から御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、常日頃から地域づくり、まちづくりに熱心に取り組んでいただき、心より敬意と感謝を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生から3年余りがたちました。政府は5月8日から感染法上の分類を2類から5類に引き下げる方針でございます。ここにきて第9波を懸念する声も上がってきておりますが、町としても緊張感を持って対応していくことを前提に、4年ぶりとなる天空のポピー、秩父音頭まつり等の行事、イベントをしっかりと開催し、町の活力、人のつながりを取り戻していきたいと考えております。また、既に4月の広報でお知らせしておりますとおり、5月8日から地域包括支援センターを役場福祉課内に移転いたします。福祉相談の一元化と連携強化により町民サービスの向上を図ってまいります。

本臨時会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり4件でございます。令和5年度皆野町一般会計補正予算（第1号）においては、町の課題である有害鳥獣を地域資源として活用する取組に係る予算等を計上しております。

ご審議を賜り可決いただきますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 林 太 平 議員

5番 宮 前 司 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 行政報告を行います。

第3期皆野町地域福祉計画・地域福祉活動計画、皆野町成年後見制度利用促進基本計画、皆野町再犯防止推進計画及び令和4年度教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書を配付させていただきましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大澤金作議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第21号の1件、承認第

2号から第4号の3件、以上4件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第5、議案第21号 令和5年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 議案第21号 令和5年度皆野町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 議案第21号 令和5年度皆野町一般会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、総額を44億9,300万円とするものです。

なお、本補正予算は、国のデジタル田園都市国家構想交付金が採択されたことから、必要な事業費の計上及び財源の振替をするものです。

2 ページから3 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正です。水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

予算に関する説明書3 ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。上段、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金、デジタル田園都市国家構想交付金のうち地方創生テレワーク型2,250万円の追加は、食肉加工処理施設を拠点とした持続可能な地域資源の循環と特産品開発事業の財源として受け入れるもので、補助率は4分の3です。

その下、優良モデル導入支援型243万3,000円の追加は、令和5年度当初予算に計上しております証明書コンビニ交付事業とラインを活用した情報プラットフォーム構築事業の財源として受け入れるもので、補助率は2分の1です。

下段、款19繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金506万7,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

次の4ページが歳出です。なお、上段の款2総務費、項1総務管理費と、中段の項3戸籍住民基本台帳費の項目は、デジタル田園都市国家構想交付金の受入れに伴い、一般財源から国庫支出金への財源振替を計上したものです。

最下段、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金補助及び交付金、進出企業定着・地域活性化支援補助金3,000万円の追加は、歳入でもご説明いたしました食肉加工処理施設を拠点とした持続可能な地域資源の循環と特産品開発事業に係る補助金を計上したものです。

以上で令和5年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 3,000万円の追加補正ということで、歳入のデジタル田園都市国家構想交付金の追加補正の補正予算ということであるようです。歳入の説明欄のところで、交付金の事業名として地方創生テレワーク型ということで2,250万円ということであります。説明の中でも触れられておりますが、食肉加工施設の整備など、また持続可能な地域資源としての食肉の循環活用と申しますか、それとか食肉を使った特産品の開発と、こういったことが目的のようであります。ただ、デジタル田園都市国家構想にかこつけたと申しますか、地方創生テレワーク型ということが言われているのですが、こういった施設がどのような形でテレワーク型というふうに結びつくのか、この辺についてちょっと説明をいただきたいというふうに思います。一くくりで言えば、地方創生の施設というふうに理解はできるわけなのですが、あえてテレワーク型というのをつける意味です。その辺の補助金の交付の事業面になるのでしょうか、その辺も含めて説明をいただきたいというふうに思います。

それと、歳出の4ページになるのですが、商工費の中で進出企業定着・地域活性化支援補助金ということで3,000万円の追加補正になっているかと思えます。具体的な進出企業、どのような企業なのか。また、地域活性化ということですが、具体的にこの施設の設置場所と、こういったところが予定されているのか。

また、ジビエの関係の事業のようですが、福島第1原発事故以前だったと思えますが、秩父地域の中でも一時期ジビエ肉を使った料理等クローズアップというか大きく取り上げられた時期があったかと思うのですが、その後、原発事故の放射能関係等で一時期トーンダウンした経過があるかと思えます。そういった中で、そういったジビエ肉の加工施設ということになります。放射能の検査等どのような形で考えているのか。また、事業を展開していく中で、狩猟等に関わる狩猟者の高齢化というのが今問題になっているかと思えます。今後の課題としてこういったジビエ肉の供給体制と申しますか、そういったことに問題はないのかどうか、これらも含めてお聞きしたいと思えます。

○議長（大澤金作議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（嶋田政則） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

歳入のデジタル田園都市国家構想交付金、こちらの地方創生テレワーク型、こちらの名称、趣旨等についてのご質問でございますが、デジタル田園都市国家構想は、東京への一極集中を是正して地方の人口減少に歯止めをかける従来からの地方創生の取組、こちらを推進するというものでございます。こちらを今、国のほうではデジタルの力、コロナ禍を契機とした社会の変化に伴いまして、デジタルの力ですとかあるいは働き方の変化、テレワーク、そういったものの浸透、そういったことを活用してさらに進めるという趣旨でございます。交付金の中でも様々なメニューがございまして、非常に複雑になっておるものでござ

いますが、今回活用した地方創生テレワーク型、こちらにつきましては、サテライトオフィスを活用して地域の外から企業に進出をしてきていただきまして、その地域外から進出した企業と従来からある地元の企業、こちらが手を組んで事業を推進することで地域の課題の解決、そうしたものにつなげていく。また、サテライトオフィスに進出してきていただいた企業がこの地域に定着をする、そういったことを目的とした補助メニューとなっております。したがって、今回進出をしてくる企業と地元の企業が協力をして進める。また、その定着につなげるという趣旨で、取組としては有害鳥獣の取組にはなりませんけれども、町にできておりますサテライトオフィスを活用して進める事業ということで、国のメニューに合致するというのでこの補助金を活用したものでございます。

また、補助率につきましても4分の3ということで、補助率もかなり高いことから有効な補助金と認識しておりまして、十分に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦） 今回この進出企業定着・地域活性化支援補助金を活用する事業については、食肉加工処理施設を拠点とした持続可能な地域資源の循環と食肉加工による特産品開発事業となります。事業内容といたしましては、食肉加工処理施設を活用することで地域課題である有害鳥獣を持続可能な地域資源といたしまして、循環活用して廃棄されていたジビエ肉を利用することで地域の特産品、有害鳥獣防止や有害鳥獣捕獲員増加等の地域活性化につなげていくものでございます。東京都八丈島で建設業、宿泊業、飲食業、農業を行っている進出企業であります有限会社八生建設と、皆野町で養蜂業を行っております地元企業の合同会社Bonpuが連携し、食肉加工処理施設の建設を行い、ジビエ等の地域資源を活用した新商品開発の事業に取組を行うという内容となります。

そして、取組内容といたしましては、食肉加工処理施設を整備することで現在破棄されていた活用方法がない有害鳥獣の捕獲後の個体をジビエ、野生鳥獣の食肉としてアップサイクリングするものでございます。具体的な内容ですが、自然に生息する野生動物が人里まで下りてきており、住民の生活に悪影響を与えている現状があります。特に鹿、イノシシによる農作物や樹木への影響が顕著であります。中では最近では鹿による農作物の被害報告が多く寄せられており、田畑における目撃情報が季節に関係なくあるため、対策を講じられることが求められております。しかし、鹿を食肉として利用する場合、東日本大震災以降は放射能検査が必要であり、埼玉県では県民の安心安全を確保するため、整備された食肉処理施設での検査が求められております。捕獲後の個体は原則廃棄されている実情があります。廃棄の方法といたしましては、捕獲後の個体を火葬場へ搬入、可能なサイズに解体する必要があること、解体には多大な労力と時間を要することから、埋設処分をせざるを得ない状況にあること、埋設場所の確保を含め、高齢化が進んでいる有害鳥獣捕獲員にとっては、捕獲後の処理が大きな問題となっております。このような背景から、有害鳥獣被害の減少と廃棄されている捕獲後の個体の有効活用、また捕獲後の個体処理の課題を解決するため、食肉加工処理を整備して新たな特産品を開発するものでございます。さらには、食肉加工処理施設は解体所の機能を設けることで、新規の有害鳥獣捕獲員の加入、養成や捕獲後の加工施設業のコミュニティーの交流の場となり、高齢化する有害鳥獣捕獲員の増加につなげていくものでございます。

そして、建設予定地について土地が決まっているかの質問に対してですが、建設予定地につきましては、まだ決まっておりません。現在候補地として複数ありますが、事業者である地元企業のBonpuの代表の岡野氏のほうで候補地の中から最適と思われる場所を選定している状態です。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 詳しい説明いただきましてありがとうございました。こういった施設につきましては、環境問題等も関係してくると思います。また、狩猟した場所からできる限り近いところが適当だとは思いますが、そうはいつでも、町なかのところにそういった施設というのは好ましいことではないと思いますので、できる限り施設については周辺の環境問題等も加味する中で検討するよう指導をしていただきたいというふうに思います。少なくとも町から3,000万円の補助金を出すわけですから、そういった点も含めて、また放射能の問題等もきちんと処理する中で、事業を展開するように指導も行っていただきたいと。

あとは、最後になりますが、こういった加工施設については、自治体で施設を設けているところは秩父郡市の中ではないとは思いますが、秩父郡市の中で民間でこういった加工施設を持っている自治体といえますか、民間の施設があるのかどうか、この点だけについて再質問したいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（吉岡明彦） 11番、内海議員からのご質問にお答えします。

民間の施設といいますと、横瀬町、小鹿野町、東秩父の3か所を把握しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第6、承認第2号 専決処分承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例の一部を改正する条例でございます。令和5年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 橋本賢伸登壇〕

○税務課長（橋本賢伸） 承認第2号 皆野町税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和5年度の地方税制改正に伴う皆野町税条例の主な改正は、個人住民税における森林環境税の賦課徴収の方法等を新たに規定すること、軽自動車税における特定小型原動機付自転車の車両区分の創設及び種別割のグリーン化特例の適用期限を延長する改正でございます。

改正条例本文6ページの次に添付いたしました新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表の5ページを御覧ください。上段、第38条第3項の新設は、森林環境税の賦課徴収方法を新たに規定するもので、個人の町民税の均等割を賦課徴収する場合に合わせて行うものでございます。

15ページに移りまして、下段、第82条の改正は、特定小型原動機付自転車、いわゆるキックボードの車両区分決定に伴い、3輪以上の特定小型原動機付自転車を第1号、エ、年税3,700円の原動機付自転車区分から除外するものでございます。この改正により特定小型原動機付自転車の税率は、原動機付自転車のアの区分、年税2,000円となるものでございます。

24ページに移りまして、附則第16条の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を延長するもので、下段、項2は電気軽自動車や天然ガス軽自動車などの特例を令和8年3月31日取得分まで延長するものでございます。

27ページに移りまして、下段、項7の改正は、項番号を第3項とし、令和12年度の燃費基準を90%達成する営業用のガソリン軽自動車の特例を令和8年3月31日取得分まで延長するものでございます。

28ページに移りまして、中段、項8の改正は、項番号を第4項とし、令和12年度の燃費基準を70%達成する営業用のガソリン軽自動車の特例を令和7年3月31日取得分まで延長するものでございます。

改正条例本文に戻りまして、4ページ最下段、附則でございますが、5ページに移りまして、第1条は改正後の条例の施行期日を定めるものでございます。第2条は町民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、6ページに移りまして、第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、承認第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。令和5年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町国民健康保険税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 橋本賢伸登壇〕

○税務課長（橋本賢伸） 承認第3号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和5年度の地方税制改正におきまして、国民健康保険税に係る後期高齢者支援分の課税限度額を引き上げる等の措置が講じられましたので、所要の改定を行うものでございます。

改正条例本文の次に添付をいたしました新旧対照表により説明いたします。新旧対照表1ページを御覧ください。上段、第2条第3項の改正は、後期高齢者支援分に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

下段、第21条の改正は、後期高齢者支援分に係る減額の限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

2ページに移ります。第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に引き上げるものでございます。

第3号の改正は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

3ページに移ります。第21条の2の改正は、次のページ第22条の2の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

4ページに移ります。上段第22条の2第2項の改正及び4ページ下段から12ページまでの附則の改正は、法令等の規定の書きぶりに合わせる改定でございます。

改定条例本文にお戻りください。附則でございますが、第1項は施行期日を令和5年4月1日に、第2項は改正後の条例の適用区分を定めるものでございます。

以上、承認第3号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度皆野町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 柴崎 勉登壇〕

○町長（柴崎 勉） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年3月29日、令和4年度皆野町一般会計補正予算（第9号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 承認第4号 令和4年度皆野町一般会計補正予算（第9号）の承認を求めることにつきまして、内容のご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,575万5,000円を追加し、総額を48億9,702万9,000円とするものです。

2ページから4ページまでが第1表、歳入歳出予算補正です。水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入の主なものからご説明申し上げます。上段、款2 地方譲与税から、次の4ページに移りまして、最下段の款12交通安全対策特別交付金までは、いずれも交付額の確定に基づき補正するものでございます。

5 ページを御覧ください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,212万9,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策として実施した国庫補助事業の地方負担分に対する交付金が追加決定されたものです。なお、これにより令和5年度交付金の総額は2億2,155万円となりました。

その下、デジタル田園都市国家構想推進交付金は、事業費の確定に伴い330万円を減額するものです。

6 ページをお開きください。歳出の主なものをご説明申し上げます。2段目、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金補助及び交付金、サテライトオフィス進出企業支援補助金は、アップサイクリング事業の事業費確定に伴い439万9,000円を減額するものです。

最下段、款13諸支出金、項2基金費、目1財政調整基金費、節24積立金、財政調整基金積立金（積立分）3,015万3,000円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

以上で令和4年度皆野町一般会計補正予算（第9号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和5年第1回皆野町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 林 太 平

署 名 議 員 宮 前 司